

○臨時発着場の設定及び使用要綱の制定について（例規通達）

昭和63年3月15日

例規（警）第12号

改正 平成2年3月23日例規（警）第11号

平成5年10月8日例規（地）第33号

平成12年11月7日例規（警）第45号

平成31年4月26日例規（警）第17号

令和2年4月1日例規（警）第22号

令和4年3月8日例規（備二）第10号

注 平成31年4月から改正経過を注記した。

第1 制定の趣旨

山形県警察において装備する航空機（以下「航空機」という。）は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）の定めるところにより、飛行場に離着陸する場合及び事故遭難者等の捜索、救助活動で離着陸する場合を除いては、法第79条ただし書の規定により、国土交通大臣の許可を受けた臨時発着場でなければ離着陸することができないこととなっている。

したがって、航空機の効果的な運用を図るためには、あらかじめ臨時発着場を設定しておく必要があることから、その設定及び使用に関する基準等を定めたものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 設定

(1) 設定基準

臨時発着場の設定に当たっては、航空機の運用に関する安全性を確保するため、可能な限り本条に規定する設定基準に適合するよう努めなければならない。

ア 一般的基準

(ア) 「そのままの状態で使用し得る場所」とは、校庭、競技場、公園、ゴルフ場、河川敷等をいう。

(イ) 「警察施設に近く」とは、警察署、交番、駐在所等で、容易に連絡が取れる場所をいう。ただし、山岳遭難等が多発する地域では必ずしも警察施設に近いことを要しない。

イ 具体的基準

(ア) 「恒風方向」とは、年間を通じて平均して風の吹く方向をいう。

- (イ) 「進入表面の4分の1勾配」とは、水平距離40メートルにつき、10メートルの高さ、「8分の1勾配」とは、水平距離100メートルにつき12.5メートルの高さをいう。(別紙参照)
- (ウ) 「転移表面2分の1勾配」とは、水平距離90メートルにつき45メートルの高さをいう。(別紙参照)
- (エ) 「小砂利等がないこと」としたのは、ジェットエンジンを装備した航空機においては、それらの吸込みが機関に大きな障害を与えるためである。
- (オ) 「最大重量約4,000キログラムの重みに耐えられる」とは、おおむね4トン積みのトラックの沈下したタイヤ痕跡が付かない程度の硬度をいう。

(2) 選定、調査及び報告

ア 選定

臨時発着場は、警察活動を効率的に行うため、原則として警察署の管轄区域内に2か所以上設定することとしているので、複数の臨時発着場候補地(以下「候補地」という。)を選定しなければならない。

イ 調査

署長は、候補地を選定したときは、当該候補地の実地踏査を行い、設定基準に適合しているか否かを調査しなければならない。

なお、調査に当たっては、所有者等に臨時発着場の趣旨を説明し、警察業務に対する理解を得るように配慮しなければならない。

ウ 報告

- (ア) 臨時発着場調査表の図面は、でき得る限り正確に記載しなければならない。
- (イ) 臨時発着場写真貼付書に貼付する写真は、目標物が視認しやすいように撮影しなければならない。

(3) 実地踏査

「実地踏査を行い、臨時発着場としての適否を検討する」とした理由は、署長から報告のあつた候補地が、臨時発着場として法的、技術的に使用が可能であるかどうかを実地に検討するためである。

2 使用

- (1) 臨時発着場には、本来、飛行場としての施設が整備されていない校庭、競技場、公園、ゴルフ場、河川敷等が設定されることとなるので、これを使用する場合は、航空機の安全な離着陸に必要な措置を講じることを署長に義務付けたものである。

(2) 第8号にいう「必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

ア 救急車等を接近させる場合は、車体が回転翼に触れないように、機体から20メートル以上の距離を置いて誘導停止させること。

イ エンジン回転中の航空機への接近は、航空従事者の指示に従うこと。

ウ 照明灯を使用する場合は、事前に航空隊長の指示を受けること。

エ 給油作業中は、火気の使用をしないこと。

オ 機体から30メートル以内の場所に、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

カ 可能な限り、近接居住者、教育、医療機関等に対する連絡を行い、騒音等による紛議の防止を図ること。

3 点検

臨時発着場は、常に使用が可能な状態であることが必要であるため、署長に点検を行わせ、臨時発着場の形状の変更、所有者等の変更が認められた場合に、その結果を随時臨時発着場現況点検表（以下「点検表」という。）によつて報告することを義務付けた。

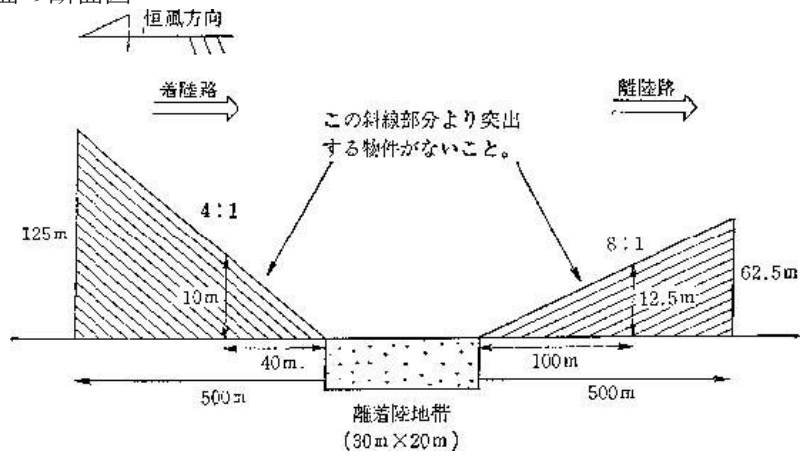
なお、臨時発着場の形状の変更、所有者等の変更がある場合、国土交通省航空局へ申請が必要となることから、点検表の記載は正確を期さなければならない。

4 使用不能時の措置

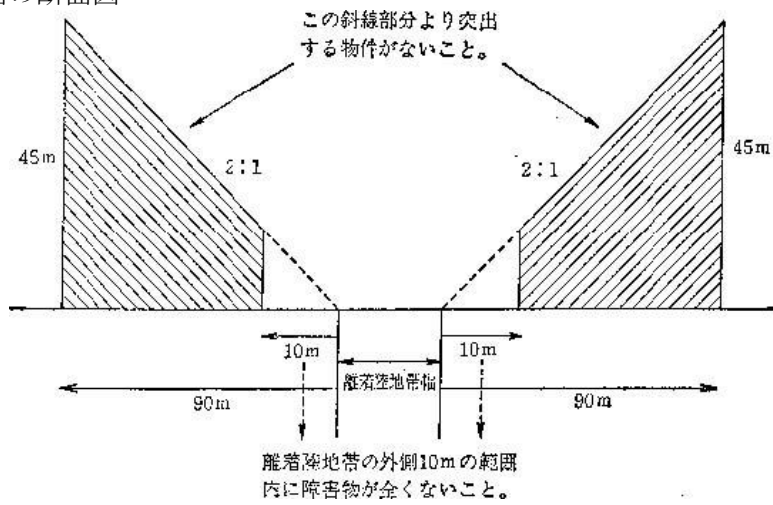
署長は、管轄区域内の臨時発着場が使用不能となつたときは、速やかに本部長へ報告することとしたが、この場合にあつては、新たに候補地を選定し、報告しなければならない。

別紙

1 進入表面の断面図



2 転移表面の断面図



別添

臨時発着場の設定及び使用要綱

第1 趣旨

この要綱は、山形県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成5年11月本部訓令第33号。以下「訓令」という。）第10条の規定に基づく臨時発着場の設定及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設定

1 設定基準

(1) 一般的基準

- ア 自然の状態、既存の施設等を変更することなく、そのままの状態で使用し得る場所であること。
- イ 所有者（占有者）又は管理者から使用承諾（承認）が得られる場所であること。
- ウ 周辺に家屋が密集していない場所であること。
- エ 上空から容易に発見できる場所であること。
- オ 警察施設に近く、かつ、無線通話の良好な場所であること。

(2) 具体的基準

- ア 長さ30メートル、幅20メートル以上の広さを有すること。
- イ 離着陸方向がなるべく恒風方向に一致すること。
- ウ 進入表面の勾配は、着陸帯の端から着陸方向に対し4分の1勾配面、離陸方向に対し8分の1勾配面の上に出る物件が着陸路及び離陸路1,000メートル以内にないこと。
- エ 転移表面は、2分の1以下の勾配を有すること。
- オ 地表面は、極端な凹凸・小砂利等がなく、平坦で、かつ、取り除くことができないような固定的物件がないこと。
- カ 土質は硬質で最大重量約4,000キログラムの重みに耐えられること。
- キ 排水の便が良く、降雨後であつても水はけが良いこと。

2 選定、調査及び報告

(1) 選定

警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内に臨時発着場候補地を選定しなければならない。

(2) 調査

署長は、臨時発着場候補地の選定に当たっては、当該候補地が前項に掲げる設定基準に適合するか否かを調査しなければならない。

(3) 報告

署長は、臨時発着場候補地を選定したときは、その都度、臨時発着場調査表（別記様式第1号）及び臨時発着場写真貼付書（別記様式第2号）を作成し、当該場所の所有者等が作成した使用承諾（承認）書（別記様式第3号）を添えて、警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）を経由の上、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

3 実地踏査

警備第二課長は、前項(3)の規定に基づく報告があつたときは、速やかに実地踏査を行い、臨時発着場としての適否を検討し、本部長に報告するものとする。

4 通報

警備第二課長は、本部長が臨時発着場を指定したときは、その旨を当該場所を選定した署長に通報するものとする。

第3 使用

署長は、航空機の運用に関し、管轄区域内の臨時発着場が使用される場合は、その安全性を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 臨時発着場に警戒員を配置し、警戒警備、障害物の除去等必要な措置を講じること。
- (2) 消火器を準備して不時の出火に備えること。
- (3) 風向、風速等を上空から確認できるよう、臨時発着場に吹き流し等を立てること。
- (4) 石灰等を用い、直径5メートル以上、線の幅約15センチメートルの（H）の接地帯標識を表示し、着陸地点を明示すること。
- (5) 着陸目標の確認を容易にするため、必要により警ら用無線自動車を配置して赤色回転灯を点灯するなどの措置を講じること。
- (6) 積雪地の場合は、踏み固めるか除雪を行い、着色剤等を用いて着陸地点を明示すること。
- (7) 航空機と無線通信を行い、機長の要請に基づく必要な措置を講じること。
- (8) その他天候、時間帯、現場の状況等に応じ必要な措置を講じること。

第4 点検

署長は、管轄区域内の臨時発着場について点検を行い、臨時発着場の形状の変更、所有

者等の変更等が認められた場合は、その結果を臨時発着場現況点検表（別記様式第4号）により、随時、本部長に報告しなければならない。

第5 使用不能時の措置

1 使用不能報告

署長は、管轄区域内の臨時発着場が物件等の設置、所有権等の移転その他の理由により使用不能となつたときは、速やかに臨時発着場使用不能報告書（別記様式第5号）により本部長に報告しなければならない。

2 使用不能通報

警備第二課長は、前項に規定する使用不能報告があつたときは、その旨を署長に通報するものとする。

第6 補則

警備第二課長は、常に臨時発着場を把握し、関係資料を整備しておかなければならない。